

放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟の提起について

本日、東京都内の世帯20件について、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 11月22日、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した東京都内の未契約世帯23件について、民事訴訟を提起せざるを得ない旨の予告通知を発送していました。このうち20件について、どうしても契約に応じただけいないため、最後の手段としてやむを得ず、民事訴訟の提起に至りました。

これまでの未契約世帯に対する民事訴訟

- ・ 未契約世帯については、これまでに6件の民事訴訟を提起しましたが、このうち5件は円満に受信契約を締結していただき、訴えを取り下げました。
- ・ 残る1件は東京地裁で係属中です。